

東京都教職員研修センター自動販売機の設置に係る使用者募集要項

項目	内 容
募集人数	1名
自動販売機の設置条件等	<p><設置期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間） <p><設置台数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 4台 <p><設置場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教職員研修センター（東京都文京区本郷1-3-3）内 1階2か所、6階1か所及び7階1か所 <p><設置条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料免除（市価より低廉な場合のみ） ・使用に必要な光熱水費を負担すること。 ・空き缶等の専用回収箱を以下に指定する階に設け、回収業務を円滑に行うこと（専用回収箱設置階：地下2階、1階及び3階から7階までの各階）。 ・災害時、「フリーベンド機能」の設定等による飲料水の提供のできる販売機を4台置くこと。 ・1階に設置する2台のうち1台は、車いすの方等が使用できる、低い位置のボタンがある機種にすること。 ・その他、別紙の「東京都教育財産使用許可書」（案）の条件に従うこと。
企画提案書への必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・販売業許可年 ・販売価格（概要） <p>※代表的なお茶(500ml程度のペットボトル)、水(500ml程度のペットボトル)、コーヒー(190ml程度の缶)等の市価との販売価格比較表をつけること。</p> ・補充・回収方法概要 ・緊急時の対応 ・設置予定販売機の概要（設置場所ごとの販売機仕様概要） ・災害時対応販売機の仕様概要 ・その他提案事項
応募方法	<p>○提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「企画提案書」（様式任意。PDF形式の電子ファイルで、正本（社名がわかるもの）と副本（社名がわからないもの）各1部を作成する。） ②会社概要（事業者名、代表者役職名・氏名、所在地、担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した電子データ（様式任意） <p>○提出期限</p> <p>令和8年2月9日（月）必着</p> <p>○提出方法</p> <p>上記「提出書類」①及び②の電子ファイルをCD-R（1枚）に記録して郵送又は持参する。</p> <p>※CD-R及びそのケースには「東京都教職員研修センター自動販売機の設置に係る提案書」及び会社名を記載したラベルを貼付すること。</p> <p>※CD-Rの作成に当たっては、あらかじめ最新のウィルス定義ファイルにアップデート済みのウィルスソフトによるチェックを行うこと。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。</p> <p>※郵送の場合は、書留又は信書便（書留に準ずるもの）で送付してください。</p>

	<p>※提出いただいた電子データは、本件選定にのみに使用し、他の目的に使用しません。 また、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>○提出先（郵送先）</p> <p>〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号 東京都教職員研修センター企画部総務課管理担当 波多、大城戸</p>
使用者の選定方法等	<ul style="list-style-type: none"> 提出いただいた企画提案書に基づき書類審査を行い、使用者を選定します。 選定結果の通知予定：令和8年2月下旬 <p>※使用者に選定された方には、別途、教育財産の使用許可に係る手続を行っていただきますので、あらかじめ御承知おきください。</p>
担当問合せ先	<p>東京都教職員研修センター企画部総務課管理担当 波多、大城戸 電話 03-5802-0201</p>

東京都教育財産使用許可書

住所
使用者
氏名

令和8年 月 日付けをもって申請のあった東京都教育財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づき、下記のとおり許可する。

令和8年 月 日

東京都教職員研修センター所長
瀧 沢 佳 宏

記

(使用財産の表示)

第1 使用を許可する財産(以下「使用財産」という。)は次のとおりとする。

名称 東京都教職員研修センター
所在 東京都文京区本郷1丁目3-3
種類 建物
種目 事務所建
数量 自動販売機 4台 空缶回収箱 個
使用面積 計 m²
使用部分 申請図面のとおり

(使用期間)

第2 使用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(使用料)

第3 使用料は、免除する。

(使用的目的及び方法)

第4 使用者は、使用財産を、次に指定する目的及び方法により使用しなければならない。

使用目的 自動販売機による清涼飲料水等の販売で、東京都教職員研修センターを利用する
研修受講生等への飲料の提供。

使用方法 (1) 販売機は、本体に漏電遮断器のついたものを設置するとともに、転倒防止の
ため、床・壁等に固定すること。(配線工事を含む。)
(2) 飲料の販売に当たっては、コップ式を用いてはならない。
(3) 機器及びその周辺は、常に安全で、かつ衛生面に配慮する。
(4) 空缶等の回収箱は、各階に必ず設けること。
(5) 商品の補充、空き缶及び代金の回収業務を円滑に行う。
(6) 自動販売機の外装は施設に合わせること。
(7) 災害時、「フリーベンド機能」の設定等による飲料水の提供のできる販売機
を4台置くこと。

(8) 火災、その他により販売機が損傷したり、空缶等が紛失又は破損しても一切の異議を申し出ないこと。

(販売する品目及び価格等)

第5 使用者は、使用を許可された日から使用を開始するまでの間において、販売する品目及び価格について、所長に申し出て承認を受けること。

2 価格改定及び品目変更の必要が生じたときは、あらかじめ所長に申し出て承認を受けること。

3 毎月の利用実績について報告すること。

(使用上の制限)

第6 使用者は、使用財産について形質の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第7 次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更することがある。

(1) 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(原状回復等)

第8 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第7の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、使用者は一切の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第9 使用者は、その責に帰する理由により使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため東京都に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(光熱水費等の負担)

第10 使用者は、使用財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

2 前項に定める光熱水費については、東京都が別に発行する納入通知書により指定の期日までに納入しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(実地検査等)

第12 東京都において必要があるときは、使用財産について隨時実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(審査請求及び処分の取消しの訴えの教示)

第13 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都教育委員会に対して審査請求をすることができる(この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提

起することができる（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなる。）。